

平成29年度（第12期第6回）小平市廃棄物減量等推進審議会
会 議 次 第

平成29年4月28日(金) 午後2時00分～ 健康センター第2～4会議室
--

- 1 開会
- 2 事務局報告
- 3 議事
 - (1) 一般廃棄物処理基本計画中間見直し及び災害廃棄物処理計画策定について
 - (2) 調査「家庭ごみの有料化について」（平成28年12月12日実施）のまとめ
 - (3) 家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施について
- 4 その他
- 5 閉会

配付資料

- 資料1 小平市災害廃棄物処理計画の策定について
資料2 講演要点「家庭ごみ有料化について」（抜粋）
（参考資料） 事務局からの報告事項（メモ）

会長	<p>ただいまから、第6回の審議会を開催いたします。</p> <p>本日は傍聴をご希望の方がいらしていますので、入室していただきます。</p> <p>本日は、熊井委員、三澤委員、中野委員から欠席の連絡をいただいています。</p> <p>はじめに、環境部長からごあいさつをいただきます。</p>
環境部長	<p>本日は御多忙のなか御出席いただきありがとうございます。</p> <p>市の現在の廃棄物行政についてでございますが、市におきましては4月9日に執行されました小平市長選挙におきまして、小林市長が四選を果たされました。それに伴いまして当初予算は骨格予算として編成しておりましたが、4月26日の市議会臨時会におきまして、政策的な要素が濃い施策について保留をいたしておりました、肉付けの補正予算を上程したところでございます。ようやく家庭ごみ有料化、戸別収集の実施に向けた予算が計上されまして、この後5月16日の総務委員会で審議され、6月5日の市議会第二回定例会初日で議決される見込みとなりました。</p> <p>同時に7月には家庭ごみ有料化の担当課長と担当係長が配置される予定で、一般廃棄物処理基本計画及び家庭ごみ有料化の平成31年度実施に向けて、タイトな日程ですが準備を進めていきます。本日は一般廃棄物処理基本計画中間見直し及び災害廃棄物処理計画策定についてご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>4月1日付で人事異動がありました。この件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>***** 報告 *****</p>
会長	<p>続いて、事務局から、配付資料の確認をお願いします。</p>
事務局	<p>***** 配付資料 確認 *****</p>
会長	<p>それでは、次第の「2 事務局報告」に移ります。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>***** （参考資料）事務局報告に沿って報告 *****</p>
会長	<p>ただいま報告のあった件について、ご質問などはございますか。</p> <p>特に質問はないようですので、続いて、次第の「3 議事」に移ります。</p> <p>(1)「一般廃棄物処理基本計画中間見直し及び災害廃棄物処理計画策定について」です。</p> <p>なお、基本方針につきましては、3月の審議会で骨子について説明いただきましたが、今回、市役所内部の調整が終わり、基本方針として決定されましたので、再度説明いただくものです。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「小平市一般廃棄物処理基本計画中間見直し及び災害廃棄物処理計画策定基本方針（案）」についてご説明いたします。</p> <p>なお、この資料につきましては、後ほど回収させていただきます。</p> <p>1の中間見直し及び計画策定の背景でございますが、</p>

小平市では、循環型社会の形成を目指して、総合かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するための方向性などを定める「小平市一般廃棄物処理基本計画」を平成26年3月に策定し、計画期間を平成26年度から平成34年度と定め、平成29年度を中間目標年度として、本計画の運営管理の結果などを踏まえ、計画の中間見直しをすることとしております。

また、東日本大震災以降、災害廃棄物の処理が新たな課題として生じ、環境省では、災害廃棄物対策指針を策定し、災害時の災害廃棄物処理を迅速に進めるために、事前に対策を講じておくことの重要性が示されているところです。

市におきましても、災害発生後は、大量のがれきが発生することが見込まれるほか、避難所からは生ごみなども発生することが見込まれますので、災害時の廃棄物処理対策の充実と処理体制の構築を図ることが課題となっております。また、「小平市地域防災計画（平成25年修正）」では、災害廃棄物を処理するため「がれき処理マニュアル」を策定することとしています。

以上のことから、今回の中間見直しでは、これまでの取組の成果や課題を整理し、最終目標年度である平成34年度に向けて廃棄物処理事業を推進していくための見直しを行うとともに、災害廃棄物処理計画も併せて策定することとします。

次に、本計画の位置づけでございますが、

小平市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条第1項に基づく計画となり、災害廃棄物処理計画は、災害対策基本法第42条による「小平市地域防災計画」、環境省の「災害廃棄物対策指針」、東京都の「東京都災害廃棄物処理計画」との整合性を図り策定してまいります。

2の計画対象期間でございますが、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

次に4の中間見直し及び計画策定の内容でございますが、

小平市一般廃棄物処理基本計画につきましては、計画の目標、基本理念及び基本方針を現行のまま引き継ぎ、減量推計の見直し、重点的に取り組むべき内容を精査し、現状に即したものとして、見直し案を示します。

また、災害廃棄物処理計画につきましては、災害時における大量のがれきの発生などを考慮して、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう基本的事項を整理・検討し、小平市一般廃棄物処理基本計画の中に位置づけます。

次に、裏面の5「計画策定体制」でございますが、

小平市廃棄物減量等推進審議会からは、中間見直しの内容に対して、意見を踏まえ答申をいただくとともに、市民には、中間見直し及び災害廃棄物処理計画の策定にあたり、市報（特集号）やホームページなどにより広く公表したうえで、パブリックコメント及び市民説明会を開催し、意見・要望を伺います。

併せまして、円滑な移行を図るため、必要に応じて、関係各課との調整を図ります。

次に、6の留意事項でございますが、

市議会には、計画の策定に当たり、本方針及びパブリックコメント実施の際など、適宜、市議会への報告を行います。

また、進捗に応じて、適宜、ホームページなどで情報を公開します。

最後にスケジュールでございますが、5月29日の幹事長会議で基本方針について報告し、9月には計画素案を作成し、市民説明会、パブリックコメントを実施し、来年1月に小平市廃棄物減量等推進審議会の答申をいただき、3月に計画を策定する予定でいます。

説明は以上でございます。

引き続き、お手元の「資料1 小平市災害廃棄物処理計画の策定について」をご覧ください。

小平市災害廃棄物処理計画の進捗状況についてご説明いたします。

小平市災害廃棄物処理計画で対象とする廃棄物は、災害発生後、被災した住民の排出する生活ごみ、避難施設で排出される生活ごみ、一部損壊家屋から排出される家財道具、被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物、道路啓開に伴い生じる廃棄物、被災施設の仮設トイレからのし尿、被災した事業場からの廃棄物、その他、災害に起因する廃棄物が対象となります。災害廃棄物処理計画では、そのような廃棄物を処理するための計画になります。

策定に際しまして、各自治体の策定内容及び東京都の策定内容を参考にし、基本的な内容をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて随時見直しを行います。なお、東京都災害廃棄物処理計画は、平成29年6月に策定される予定と伺っております。

小平市の廃棄物処理計画では、基本的事項といたしまして小平市地域防災計画で想定している災害と被害の概要について整理し、計画で対象とする災害について検討いたします。

2点目に災害廃棄物対策といたしまして、災害予防、災害応急対応、災害・復旧復興時の3つの段階を想定して検討いたします。

3点目といたしまして、災害廃棄物の推計等を行います。この災害廃棄物の量は、平成25年に策定された小平市地域防災計画において63万トンと推定されております。この量は、小平市の廃棄物の量といたしまして約12年分にあたり、東京ドームに換算いたしますと約13.5個分にあたります。

4点目といたしまして、関係機関との協力体制について検討いたします。

作成は、基本的事項につきまして小平市とコンサルタント業者が共同で作成し、補助事業といたしまして、環境省関東環境事務所から「関東地域ブロックにおける災害廃棄物処理計画作成モデル事業」による支援を受け、4点目の関係機関との協力体制などについて作成する予定でございます。

この環境省関東環境事務所によるモデル事業は平成27年度から開始され、平成27年度の実績といたしまして八王子市、藤沢市、九十九里町が支援を受けております。平成28年度の実績は所沢市、柏市、小田原市、甲府市。平成29年度は神奈川県、さいたま市、銚子市、市川市、平塚市、小平市が支援の決定を受けてございます。

このモデル事業における支援内容は、各自治体の要望に応じて環境省関東環境事務所職員及び環境省関東環境事務所が委託したコンサルタント、支援を受けた自治体担当者と協議しながら災害廃棄物処理計画が策定されます。主な支援内容は、関係機関との連携についてが多いようでございます。

また、多摩地域の災害廃棄物処理計画の策定状況についてご説明いたします。日の出町。日の出町は、日の出町地域防災計画の中に災害廃棄物について明記されており、平成25年度に策定されております。調布市は、調布市災害廃棄物処理マニュアルとして平成26年3月に策定されております。立川市は立川市災害廃棄物処理計画として平成27年12月に策定されております。八王子市は、八王子市災害廃棄物処理計画として平成28年3月に策定されております。

多摩地域の策定済の災害廃棄物処理計画の特徴といたしまして、調布市災害廃棄物処理計画は、平成20年3月に策定された「調布市災害廃棄物処理計画」及び「調布市災害廃棄物処理行動計画」を統合した内容になっており、小平市における地域防災計画と同等に調布市役所組織全体の役割分担や発災後の災害廃棄物処理のスケジュールについても記載されております。八王子市災害廃棄物処理計画では中核市とし

て、自市の処理はもちろん、近隣市との支援体制について重点がおかれて策定されております。

なお、小平市地域防災計画において「がれき処理マニュアルを作成」と明記されておりますが、平成26年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策課が災害対策基本法を基に「災害廃棄物対策指針」を策定し、その指針を基に地方自治体で災害廃棄物処理計画を策定することになっておりますので、小平市においても災害廃棄物処理計画という名称を使用いたします。

なお、がれき処理マニュアルは、平成25年度に東京都が「東京都震災がれき処理マニュアル」を策定しており、その内容、名称が小平市地域防災計画にも反映されているようでございます。また「東京都震災がれき処理マニュアル」では、震災により建物が倒壊することによって発生又は焼失若しくは損壊した建物を解体することによって発生するコンクリートくず、木くず、金属くず、その他の廃棄物を処理するために策定されております。

しかし、災害廃棄物処理計画では、先ほどもご説明いたしました、被災した住民の排出する生活ごみ、避難施設で排出される生活ごみ、一部損壊家屋から排出される家財道具、被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物、道路啓開に伴い生じる廃棄物、被災施設の仮設トイレからのし尿、被災した事業場からの廃棄物、その他、災害に起因する廃棄物を処理する計画のため、災害廃棄物の対象を広く捉えています。

小平市の災害廃棄物処理計画では、平成25年度に東京都が策定した「東京都震災がれき処理マニュアル」の内容も含み、策定する予定でございます。

また、国の担当課である環境省にがれき処理マニュアルという名称について確認したところ、国では「がれき処理マニュアル」という名称は国では一度も使用したことがなく、他の地方自治体にもなく、東京都独自の名称ではないか、とのことございました。

なお、東京都でも現在は「がれき処理マニュアル」という名称は使用せず、「災害廃棄物処理計画」という名称を使用しております。なお、平成25年度前後までに東京都内の区市町村では「がれき処理マニュアル」という名称で策定している区市町村がございまして、江戸川区で江戸川区がれき処理マニュアルを平成25年3月に策定されております。

説明は以上でございます。

- | | |
|-----|---|
| 会長 | 説明は終わりましたが、ご質問、ご意見などあればお出しください。 |
| 副会長 | 震災以外にどのような災害を想定する見込みですか。 |
| 事務局 | 今回の災害廃棄物処理計画につきましては、東日本大震災以降の災害を想定したもので、大きなものでは熊本地震ですとか台風の甚大なものを含めて内容を検討していければと考えています。 |
| 会長 | 小平市地域防災計画において、がれき等が63万t想定されているということですが、立川の想定量は同じくらいですか。 |
| 事務局 | 災害廃棄物の想定量につきまして、立川市災害廃棄物処理計画というのがありまして、その中で107トンの量を想定しています。東京都では災害廃棄物処理計画を作成途中ですが、その中間まとめで、東京都全体で4,300万トンのがれきを想定しているという記載があります。 |

- 委員 小平市の倒壊戸数はどのくらいになりますか。
- 事務局 小平はだいたい9万世帯弱ですが、平成24年東京都地域防災計画というのがございまして、立川断層大の地震が起こった場合、どの程度の倒壊等があるか資料が出ていまして、冬の5時頃に地震が発生したとして、倒壊2,322棟、半壊4,261棟、焼失建物が522棟といった数字が出ています。
- 会長 次に、(2) 調査「家庭ごみ有料化について」のまとめに移ります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 ***** 資料2に沿って説明 *****
- 会長 説明は終わりましたが、ご質問、ご意見などあればお出してください。
- 副会長 リバウンドをどう定義するかは難しいところがあると思いますが、小平市は有料化していなくてもごみが減っているわけですので、有料化したのに、小平市ほどごみが減っていないところがあるのではないかとも思いますので、その辺を調べたほうがよいかと思います。
- 事務局 有料化しても同時に実施する施策が効果的でなければ減量率が低いように思いますし、実際にそうなっているかと思います。その辺は注視して参りたいと思います。
- 会長 次に、(3)「家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施について」に移ります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 引き続き、「家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行」についての基本方針（案）について、説明させていただきます。
 お手元の「家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行」についての基本方針（案）をご覧ください。なお、こちらの資料も後ほど回収させていただきます。
 第1の「小平市一般廃棄物処理基本計画における考え方について」でございますが、市では、循環型社会の形成に向けて、3Rの推進や廃棄物の適正処理に係る様々な施策を展開しており、その中で家庭ごみ有料化の目的を「市民の意識改革」とし、市民による廃棄物の減量、資源物の分別の徹底等を促し、更なるごみ減量を図るため、小平市一般廃棄物処理基本計画では、家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行を重点施策の一つとして位置づけています。
 この基本計画では、市民のごみに対する意識の向上、分別の推進を図ることから、全量容器包装プラスチックの分別収集・資源化を条件として、家庭ごみ有料化、戸別収集へ移行することとしています。
 この全量資源化につきましては、小平・村山・大和衛生組合が、「小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設」の建設のため、平成29年1月には施設整備工事契約を締結しており、平成31年度に稼働することが予定されています。
 更に、この資源物中間処理施設の稼働、今後予定されており、不燃・粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設の更新に伴い、ごみを減量し、搬入量を平準化するために必要な収集日及び分別変更、適正排出を促す戸別収集を合わせて行うこととしています。

なお、「家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行」につきましては、本方針に基づき、実施計画を策定し、取り組むこととします。

次に、1の家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行の背景等でございます。

(1)の小平市の現状としましては、平成12年度に事業系ごみの有料化を実施し、その後、「小平市ごみ処理基本計画」では、家庭ごみの有料化について、継続して検討するとし、平成26年3月策定の「小平市一般廃棄物処理基本計画」において、家庭ごみの有料化・戸別収集への移行については、重点施策の一つとしております。

また、(2)の小平市廃棄物減量等推進審議会では、平成13年11月に、「21世紀に向けた小平市におけるごみ減量方策とリサイクルの推進について～家庭ごみ等の処理費用負担のあり方について～」として、「家庭ごみの処理費用の負担を市民に求めるべき」との答申があり、その後、平成28年4月には、現行の基本計画に基づき、「家庭ごみ有料化・戸別収集への移行について、基本計画に基づき、平成31年度の実現に向けて検討・準備を進めるべき」との答申がされ、昨年7月の審議会では、これを受けて、「家庭ごみ有料化・戸別収集への移行の実施内容について」の諮問をしたところでございます。

次に、(3)の国・都等の動向でございますが、

①の多摩地域では、すでに22市が家庭ごみ有料化を実施しており、現在、有料化を行っていない自治体は、小平市を含め、国立市、東久留米市、武蔵村山市の4市となっております。ただし、国立市、東久留米市は、平成29年度からの家庭ごみ有料化を表明しております。

また、東京たま広域資源循環組合では、第5次廃棄物減容(量)化基本計画において、ごみ有料化は減量効果が高い施策であり、22団体が実施、4団体も検討中とし、平成27年度と比較して焼却灰を5%、埋立てを40%減量するとしています。

次に、②の東京都では「東京都資源循環・廃棄物処理計画」において、「東京都としては家庭ごみ有料化未実施の区市町村に対し、ごみ減量に有効な手法の一つとして、家庭ごみ有料化に向けた議論を促していく」としています。

また、環境省では、国全体の施策として、自治体を支援し、家庭ごみ有料化を推進するため、平成25年に「一般廃棄物有料化の手引き」を作成し、導入を後押ししています。

また、東京都市長会では、平成13年10月に「多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして - 家庭ごみの有料化について - 」の中で「平成15年度までを目途に、全市において家庭ごみの有料化を進める」と明記している状況がございます。

次に、2の位置づけでございますが、「家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行について」は、基本計画の中で位置付けられており、第三次長期総合計画及び上位計画である「小平市環境基本計画」等との整合を図ってまいります。

次に、3の実施の時期でございますが、家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行については、平成31年度を目途に実施いたします。

次に、第2として、「実施計画の策定について」でございます。

実施計画の策定にあたりましては、市民への影響も大きいことから、十分な周知のもと、意見を広く取り入れ、問題意識の共有を図りながら、実施計画を策定いたします。

1の策定の時期は、平成30年3月を予定しております。

2の計画の主な内容でございますが、

- (1) として、有料化、戸別収集への移行時期
- (2) として、有料化の対象範囲及び対象から除外する範囲
- (3) として、手数料負担の仕組み
- (4) として、減免措置

- (5) として、戸別収集方式への移行手順
- (6) として、新たな収集体制の構築（収集日変更）
- (7) として、分別変更（資源化品目の拡大）
- (8) として、市民への周知方法などを計画に盛り込んでまいります。

3の計画策定体制でございますが、

小平市廃棄物減量等推進審議会からは、実施計画の内容について、意見を踏まえ答申をいただくとともに、市民には、実施計画の策定にあたり、市報やホームページなどにより広く公表したうえで、パブリックコメント及び市民説明会を開催し、意見・要望を伺います。

併せて、円滑な移行を図るため、庁内委員会を設置し、関係各課との調整を図ります。

次に、4の留意事項でございますが、

市議会には、計画の策定に当たり、本方針及びパブリックコメント実施の際など、適宜、報告を行います。

また、進捗に応じて、適宜、ホームページなどで情報を公開します。

最後に、スケジュールでございますが、本基本方針につきましては、5月29日の幹事長会議で基本方針について、報告し、9月に実施計画（素案）を作成し、市民説明会、パブリックコメントを実施し、来年3月に小平市廃棄物減量等推進審議会から答申をいただき、年度末に実施計画を策定する予定でございます。

説明は以上でございます。

会長

説明は終わりましたが、ご質問、ご意見などあればお出しください。

特に質問はないようですので、次に家庭ごみ有料化について、フリートーキングに入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

事前に配付させていただきました「家庭ごみ有料化について」（アンケート）の趣旨について若干ご説明いたします。

基本方針の中でご説明いたしましたように、今後は実施計画の作成をしていきます。それに先立ちまして審議会の皆様の意見を聴取いたしたく、会長にご了解をいただき、事前にアンケート形式の資料を送付させていただいたところです。皆さまの現時点での忌憚のないご意見をよろしくお願いたします。

会長

それでは、事前に配付されました「家庭ごみ有料化について」各自ご意見をご記入いただいていると思います。ご記入いただいた用紙は後ほど事務局にご提出ください。

(1) 有料化、戸別収集への移行時期について

(2) 有料化の対象範囲及び対象から除外する範囲

(3) 手数料額

(4) 減免措置

(5) 市民への周知方法

(1) から順番に、フリートーキング形式でご意見を伺いたいと思います。

事務局

追加させていただきますと、平成31年4月には3市共同資源物処理施設の稼働を予定していますので、平成31年4月の分別変更と戸別収集への移行は動かさないものと考えていただきたいと思います。

また、原則、戸別収集を予定していますが、現在のステーション方式の収集が地

域コミュニティーの活性化に役立っている、ステーション方式を残してほしいという意見もありますので、その部分も含めてご検討いただきたいと思います。

委員 有料化は他の市ですでに実施されていますので、有料化することは当然だという意見が住民にあるのであれば、同時に実施してよいと思います。情報公開という面でホームページ以外でも有料化が必要なことを住民に理解してもらえるよう十分にPRすべきだと思います。

委員 分別変更と戸別収集を同時に行う理由は何でしょうか。

事務局 分別変更と戸別収集をいっしょにやったほうが効率的であると考えています。

副会長 スムーズに実施するためには分別変更と戸別収集を先行させて、それらが定着してから、半年程度遅れて有料化を実施するとよいと思います。

委員 収集業者の立場からは分別変更と戸別収集は同時でよいと思います。有料化については市民サービスの点から遅らせてもよいと思います。

委員 分別変更と戸別収集は同時でよいと思います。実施されるまでに時間がありますので市民PRを進めて、生活意識そのものを変えていくような浸透を図ることが必要です。

会長 一般廃棄物実施計画を平成29年に作成し、審議会での答申が平成30年3月に予定されていて、有料袋がいくらになるとか具体的な分別の中身についての説明会はまだ先の話になります。

委員 戸別収集と有料化はリンクしないといけませんが、分別変更はそれとは別の話だと思います。分別変更については、混乱がないのであれば、同時に実施してよいのではないのでしょうか。有料化するとステーション方式は難しくなるのではないのでしょうか。

ステーション方式による地域コミュニティーの活性化という話がありましたが、そうしますと戸別収集になぜしたのかということになります。活性化というのは大筋の意見ではないと思います。

副会長 容器包装プラスチックを無料で収集するのであれば、新たな分別変更に関しても協力を得られると思いますが、分別しても有料で収集するのであれば、燃えるごみや燃えないごみで出されてしまうと思います。容器包装プラスチックを有料にするのであれば、時期を開けてやる必要があると思います。広報や市報をあまり見ない情報が伝わらない方が多いと思いますが、戸別収集をやれば、明らかにごみの方法が変わるといふシグナルを出せると思います。有料化は半年後とすればみなさんにわかってもらえると思います。

ステーション方式については、ステーション方式の申し出があった場合で、問題がなければ認める方向もありだと思います。戸別収集よりもステーション方式がよいという場所もあると思います。

委員 戸別収集を半年先行して、有料化は後でやれば市民は戸惑わないと思います。

- 副会長 プラスチックの分別変更は4月より前に始めることはできませんか。4月より前から分別変更してそこで少し慣れるのはどうでしょうか。
- 事務局 可能ではありますが、せっかく市民が分別しても、資源化できず燃やしてしまうことになりかねませんので、施設稼働前の分別変更は避けたいと思います。
- 委員 容器包装プラスチックは最終的にどこにいきますか。私の知っている範囲で言いますと、鉄を作るためにコークス炉に入れて、二酸化炭素と水に変えて燃料になっています。メーカーでは容器包装プラスチックが燃料になって、なおかつ燃やすと容器包装リサイクル協会からお金がもらえます。
- 委員 策定した実施計画を市民に公表できるのはいつからですか。
- 事務局 秋に素案ができて、素案を市民に示しまして、パブリックコメントと市民説明会を開催する予定です。3月に議会報告が終了しましたら、ホームページ等で広く公開し、内容について市民説明会を続けていくことになります。
- 委員 有料化していない小平市はすばらしいという考え方もあると思います。小平市は有料化せず、市民の努力によってごみが減っていますので、有料化は難しいという意見が出そうです。リサイクルできるものについては一定の時期は無料がよいと思います。3市共同資源化による分別変更については、他市も同じ課題をもっていると思いますので、3市で形をつくっていく必要があります。日野市で有料化になったときは、スーパーの店頭のごみ箱が最初の3、4か月はいっぱいになっていましたので、小平市ではそうならないような検討をお願いしたいと思います。
- 委員 戸別収集半年先行の意見です。収集員の作業時間が倍かかるようになって、先日の講演会で最初は収集に夜9時までかかっていたという話があったと思います。3カ月から6ヶ月間は戸別収集と分別変更を先行するとよいと思います。
- 委員 有料化の対象範囲について話します。生ごみは有料でも、資源ごみは無料がよいと思います。
- 委員 落ち葉や剪定枝は配慮してほしいです。
- 会長 どのくらいの市でおむつ、落ち葉、剪定枝を無料にしていますか。無料のボランティア袋を配布している市はありますか。
- 事務局 おむつ、落ち葉、剪定枝は無料にしている市が多く、数市で無料のボランティア袋を配布しています。
- 委員 小平市は有料化が遅れていますが、すでに実施している他市からいろいろな意見を聞くことにより、遅れを取り戻すことができると思います。西東京市では可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックは戸別収集で有料袋です。ビン、カン、ペットボトル、古紙はかごを用意して集積所収集しています。今、問題となっているのは、かごが飛んで行ってしまうことです。そのため、資源もすべて戸別収集したほうがよいという意見が出ています。

- 委員 有料の対象範囲について、講演でも資源物を有料にすれば量が減ると言っていて、資源物は有料にしてほしくないと思っていますが、どこまで対象範囲とするのか決めていけないといけないと思います。
- 委員 高齢者にはごみの分別が難しいと思います。有料化と戸別収集をすることによって市の財政はどうなりますか。
- 事務局 一般的に戸別収集を取り入れた場合、収集コストは今より1.4倍程度かかると言われています。有料袋が2円であればこのくらいの収入で、3円であればこのくらいの収入でというようなことは、素案の中で示していきたいと思います。
- 副会長 コストに関して言いますと、有料化は何のためにやるのかということがひとつあると思います。市の税金負担を減らすことが第1目標であればコストを安くすることを考えていかなければいけません、別の考え方で、とにかくごみを減らし、環境負荷を減らす、環境によいことであれば、コスト度外視はできませんが、少しコストをかけてもよいという考え方があると思います。
有料化の対象範囲については、緑の町をつくるという意味では、庭の維持をされている方に過度の負担をかけないというのは合理的だと思います。剪定枝無料というのは効率的だと思います。ボランティア活動で発生したごみは活動に支障がないように無料がよいと思います。おむつについては無料であると使い捨てを進めることになってしまうのでよくない所がありますが、少子化と高齢化の状況や社会的便宜から考えますと無料の方向かと思っています。
- 委員 今後、集合住宅の高齢者のごみ出しが大変になると思います。
- 事務局 高齢者や障害者が集積所までごみを持っていけないような場合に、認定基準はありますが、ふれあい収集という戸別で家の前まで取りに行くというのがあります。対象が400件ほどあり、近隣市と比べるとかなり多いので、平成31年度に制度の見直しを考えています。ふれあい収集の希望については、資源循環課、高齢者支援課、障害者支援課にご相談ください。
- 会長 ほかにないようですので、議事については、以上とさせていただきます。
次に、次第の「4 その他」に移ります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 次回の第7回審議会でございますが、事前に会長、副会長と日程につきまして調整させていただき、6月21日（水）午後の開催とさせていただきたいと存じます。
開催通知は、1週間前を目途に送付いたします。
- 会長 ほかにないようですので、本日はこれで閉会といたします。
本日はお忙しい中、ありがとうございました。